

県重点農業施策を建議



かけはし
21

第15号

発行所
徳島県農業会議
徳島県担い手育成
総合支援協議会

徳島市かちどき橋
徳島県林業センター4F

編集発行人
丸山友良

目次	
一、県重点農業施策を建議……………	4
二、認定農業者との意見交換会を進めよう……………	4
三、日本政策金融公庫からのお知らせ……………	5
四、耕作放棄地再生実演会が開かれる……………	6
五、板野町認定農業者連絡協議会が発足……………	7
六、徳島県農業会議等の行事予定……………	8

徳島県農業会議の四宮会長、多田・荒井両副会長をはじめとする10名の常任会議員が、去る9月24日県庁を訪れ、飯泉県知事に対して、市町村農業委員会などの意見を踏まえて取りまとめた「平成22年度徳島県重点農業施策に関する建議」を行いました。

建議の内容は、担い手不足や遊休・荒廃農地の増加など、様々な課題を抱える農業・農村の未来を切り拓き、力強い農業経営をどう育ていくのか、また担い手不在の地域において農業・農村をどう維持、存続させていくのか、極めて重要な局面を迎えているなかで、食料の安定供給や産業として飛躍する力強い徳島県農業の実現に向けた確固たる基盤づくりが重要であるとの観点に立つて取りまとめたものです。

とりわけ、本県農林水産業の基本方針となる「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」が、本年4月1日に制定されたことから、食料の確保や農林水産業の施策について基本的な考え方、長期的なビジョン、行動計画を定める「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の実現に焦点をあてて、具体的な施策について提言を行ったもので、本県の地域農政が更に積極的

に展開されるようにとの思いをこめたものです。2頁～3頁に建議全文を掲載しましたのでご覧下さい。
(写真：四宮会長から飯泉県知事に建議書が手渡されました。)

あぜ道の声

▼農地法等の一部を改正する法律は6月24日に公布され、12月中旬には施行予定だ。農林水産省は改正法の政省令等の原案について本日(21日)から11月19日までの1ヶ月間、パブリックコメントを受け付けし、出された意見を踏まえて政省令・通知等が決定されることから、現場の実態を踏まえた忌憚ない意見が求められると、こた。

▼農地法改正法の12月施行に向け事前に対応すべき事務に、下限面積の設定がある。改正農地法では、下限面積の「別段の面積」の設定については、現行の県知事に代わり農業委員会が定めることとなっている。これまで県知事が定めていた「別段の面積」には経過措置がないことから、施行後の下限面積は本法の50%が適用されるので留意する必要がある。

▼施行日に合わせて「別段の面積」を設定する場合は、パブリックコメントで示された基準案に照らして、12月中旬の施行前の農業委員会総会において「別段の面積」を協議し、「施行日と同時に公告する」旨の決定をしておく必要がある。

平成22年度重点農業施策に関する建議

去る9月24日、「平成22年度徳島県重点農業施策に関する建議」を行った。建議の具体的な内容は、①県民に対し、安全・安心な食料を安定的に供給するための施策、②産業として飛躍する徳島県農業の実現に向けて基盤づくりをするために必要な施策、③魅力ある農山村づくりを推進するために必要な施策、④県民等の参画及び協働による潤いと安らぎのある農山漁村の保全のための施策の4つの柱から成り立っている。以下その全文を紹介する。

◆食料政策◆

1 県民に対し、安全・安心な食料を安定的に供給するために必要な施策

(1)食料自給率の向上のための取組みの推進

①食料供給力の向上の促進
本県における食料自給率目標50%供給熱量ベースを実現するための施策の体系的な整備・強化を図られた。

生産面では、食料供給の基礎となる農用地の確保および耕地利用について実効ある対策を講じるとともに、消費面では、食品ロスや無駄を減らす取り組みと、食農教育推進により日本型食生活の定着を図られた。

※平成20年度の徳島県食料自給率は、熱量供給ベースで45%、生産額ベースで159%

②地産地消の取組み

地産地消の取組み拠点となる

④食料安全保障政策の確立とWTO農業交渉について

世界的な食料・エネルギー・環境問題に対する関心が高まる中で、世界的な食料不足時代の到来が懸念されており、食料備蓄の拡大や、食料輸入の安定化への対策を講じる等、食料安全保障政策が確立されるよう国への働きかけを強化されたい。また、WTO農業交渉にあたっては、米麦、乳製品など重要品目については十分な数を確保するとともに、FTA(EPA)交渉においては安易な協定を行わないことを国に対し働きかけを強化されたい。

(2)食の安全・安心の確保について

①農場から食卓までのリスク管理への取組みの推進

食に対する消費者の信頼と食の安全・安心を確保するため、農場から食卓までのリスク管理に取り組む必要がある。そのため、適正な農業使用・管理やGAP(農業生産工程管理手法)などの安全性確保への取り組みを推進されたい。

②「有機農産物認証」及び「とくしま安2農産物認証」に対する支援
「徳島県有機農業推進計画」が本年3月に策定されたことから、有機農業に取り組み農業者のすそ野を広げていくため、推進モデル市町村の育成・支援と有機農業

を新たに行う者に対する栽培技術面・販売面等での支援措置を講じられた。また、「とくしま安2農産物」については、一層の認証推進を図られた。

◆産業政策◆

2 産業として飛躍する徳島県農業の実現に向けて、基盤づくりをするために必要な施策

(1)経営安定対策について

①品目別の経営安定対策について

野菜、果樹、畜産、酪農など品目別の経営安定対策について、農業所得の増大の観点から施策が充実されるよう国に働きかけられたい。

(2)新たなブランド製品の創出について

①「とくしまブランド協力店」の登録促進と「とくしま安2農産物」の流通促進
新たなブランド品目を創出するとともに、県産ブランド品目購入のリピーターを獲得するため、県産品の良さをよく知り、確かな評価を消費者に伝える活動をしてもらえらる協力者の養成などの仕組み作りを進められたい。また、「新鮮なつ！とくしま号」を活用し、「とくしまブランド」協力店数を大幅に拡大するとともに、付加価値が高い「とくしま安2農産物」の一層の流通促進に取り組まれたい。

③園芸農業の振興

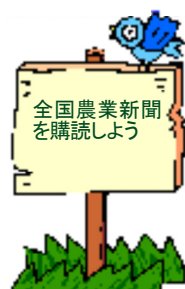
①農機具等のレンタル制度や農用ハウスのリース制度の支援
農畜産物価格の低迷により、生産コストの上昇分について販売価格への転嫁が進んでいない状況にある。このため、農業への投資負担の軽減や生産費用の削減を図る農機具レンタル制度の仕組みや農業用ハウスのリース制度を支援されたい。

②砂地畑を活用した農業に対する支援
「なると金時」栽培に欠かせない手入れ砂については、吉野川・上流域の砂を試験的に手入れ砂として使用する事が認められている。「渭東ネギ」についても、一定期間ごとに手入れ砂の投入が必要であることから、「なると金時」と同様の措置を講じられたい。

④水田農業の振興

①米粉をはじめとした新規需要米の生産拡大
水田の利用率を向上させ、水田農業の振興を図るためには、米粉用米をはじめとした新規需要米の生産振興が重要である。

このため、行政、農業団体や実需者の各分野の関係者が連携した積極的な取組みを推進されたい。



(5)畜産業の振興

①自給飼料の生産拡大
世界的な穀物需給が逼迫するなかで、とりわけ、配合飼料原料となる穀物の大半を輸入に依存してきた畜産経営では、飼料自給率の向上と生産コスト低減のため、未利用飼料資源の活用が喫緊の課題となっている。このため、耕畜連携の強化により、「飼料用米」や「飼料用稲」の生産拡大を推進された。また、耕作放棄地等における「和牛放牧」や「立毛放牧」など農地管理の推進をはじめ、草地資源としての里山林地の活用などを通して自給飼料の確保を積極的に推進された。

②「知の拠点」の整備による農林水産の総合的な技術支援
農林水産業の未来を築く「知の拠点」として、農林水産総合技術支援センターの新たな活動拠点を早急に整備し、研究・普及・教育機能の一元化による迅速で効率的な支援体制の構築や、農商工連携による新商品の開発などに取り組まれた。

③農業法人への雇用促進と独立就農希望者に対する支援
地域農業を支えてきた昭和・一桁世代の大量引退が続く中で、新たな担い手に対する技術の継承を円滑に進める必要がある。

④農業分野への就業を促進するため、農業法人が就農希望者を雇用する場合の支援や、独立就農をめざす新規就農希望者が、一旦集落営農組織やJA等に雇用され、給料を受けながら研修できる制度を創設された。また、独立就農にあたっては新たな設備投資を支援する仕組みを整備された。

(6)優良な生産基盤の整備及び保全

①農業基盤整備の促進

食料自給力を強化するため、農業基盤整備の推進、既存の用排水路などの土地改良施設の維持・管理、土地改良区の体制強化について推進された。

(7)多様な担い手の育成等

①担い手への農地集積の促進

農地法の一部改正により賃貸借規制が大幅に緩和され、より農地



い手育成の支援

県立城西高校と三好高校においては、20年度～22年度までの3カ年事業として文部科学省と農林水産省所管の「地域産業担い手育成プロジェクト活動」事業をモデル的に実施し、先進農家等で20日間につながる現場実習等を通して本県農業を担う新たな人材を育てる活動に取り組んでいる。このため、これら高校生の現場実習や農業高校発のオリジナルブランドの商品化について支援された。

⑤農業における労災事故の防止推進

労災による死亡者数は減り続け、平成20年度では1268人と過去最少となったが、農業分野では労災全体の減少傾向とは相反し全く減少していない状況にある。農業界においても労働安全行政の徹底とJA等の組織的な取り組みがなされるよう支援された。

(8)耕作放棄地対策と農商工連携について

①耕作放棄地の解消及び農業の6次産業化の推進

農地法の一部改正法により農業生産法人以外の一般法人でも貸借による農業参入が可能となったことから、農業生産法人の要件を満たさない食品事業者や一般企業、NPO法人等の異業種が連携することにより、耕作放棄地及び一次産品等の地域資源を活用し

新たな商品開発(木頭ユズのゼリー菓子、ユズリキール、番茶焼酎、甘藷の焼酎醸造、サトウキビ酒・酢、ドクダミ薬酒等)の気運が芽生えつつあるため、これら農業の6次(*)産業化を目指した地域農業の仕組みづくりを推進された。

※6次産業化が軌道に乗れば新たな雇用の場が創出される。

②放置竹の伐採と竹の有効利用の促進

タケノコの輸入や、農業従事者の高齢化と労働力不足により放棄された竹林が年々拡大している。竹材の商業的な利用価値を高めるため、バイオエタノールや製紙の原料、殺菌作用のある竹炭・竹の飼料・肥料化など竹の新たな利用法の開発と有効活用の実現により、竹林整備及びタケノコ園再生を推進された。

③未利用の動植物資源の有効活用の促進

活用が進んでいない農作物の非食用部分(規格外農産物の廃棄物等)の飼料化・堆肥化等を促進するとともに、食品加工等の過程で大量に発生する食品廃棄物については、食品残渣飼料(ゴフイード)としての活用を進める等、循環型社会形成のための推進を行われた。

④新農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会体制整備

農地法等が改正され農地等の確保と効率的な利用を促進するため、転用規制を厳格化するとともに、貸借規制の緩和によって、幅広く農業参入を認められることとなった。法改正に伴い、農業委員会の担う許可等の業務と役割は質量とも増大したことから、新しい農地制度が、農業・農村現場で透明性、公正・公平性をもつて運用され、改正法の目的を達成するためには、現場で制度を担う農業委員会の活動に対する支援と体制整備が極めて重要となっている。

このため、新たな農地制度が適正かつ円滑に運用されるよう、農業委員会体制の整備・強化について支援された。

◆地域政策◆

3 魅力ある農山村づくりを推進するために必要な施策

(1)中山間地域への支援

①中山間地域等直接支払制度の恒久化

中山間地域直接支払制度は、平坦地と中山間地域の生産条件の不利を補正するため平成12年に導入された5年ごとに見直されているが、この制度による多面的機能の年間評価額も1887億円に及ぶなど事業効果が着実にあがっている。しかし、中山間地域においては高齢化が着実に進展していることから、要件緩和を図るとともに、恒久的な制度として措置するよう国に働きかけられた。

進
(2)農山漁村と都市との交流促進

①グリーン(ブルー)・ツーリズムの推進
グリーン(ブルー)・ツーリズムによる都市住民との交流促進や、農山漁村への滞在型交流をすすめる、農山漁村の活性化を支援されたい。

(3)鳥獣による被害の防止
①鳥獣被害防止対策の推進
野生鳥獣の生息域が広がり農作物への被害が拡大するなど、深刻化している鳥獣被害の防止を総合的かつ効果的に実施するため、地域の鳥獣被害防止計画の作成と対策の実施について助言・指導を行う「地域鳥獣管理士制度(仮称)」を創設されたい。また、野生鳥獣の捕獲や野生肉の消費拡大など被害防止への取り組みに対する支援を拡充されたい。

◆協働政策◆

4 県民等の参画及び協働による潤いと安らぎのある農山漁村の保全のための施策
(1)協働による農山村の保全活動の推進

農山村地域では、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農業生産活動の基礎である資源(農地・農業用水など)の適切な保全管理が困難となつてきているため、多様な主体の参画及び協働による農山村の保全活動を支援されたい。

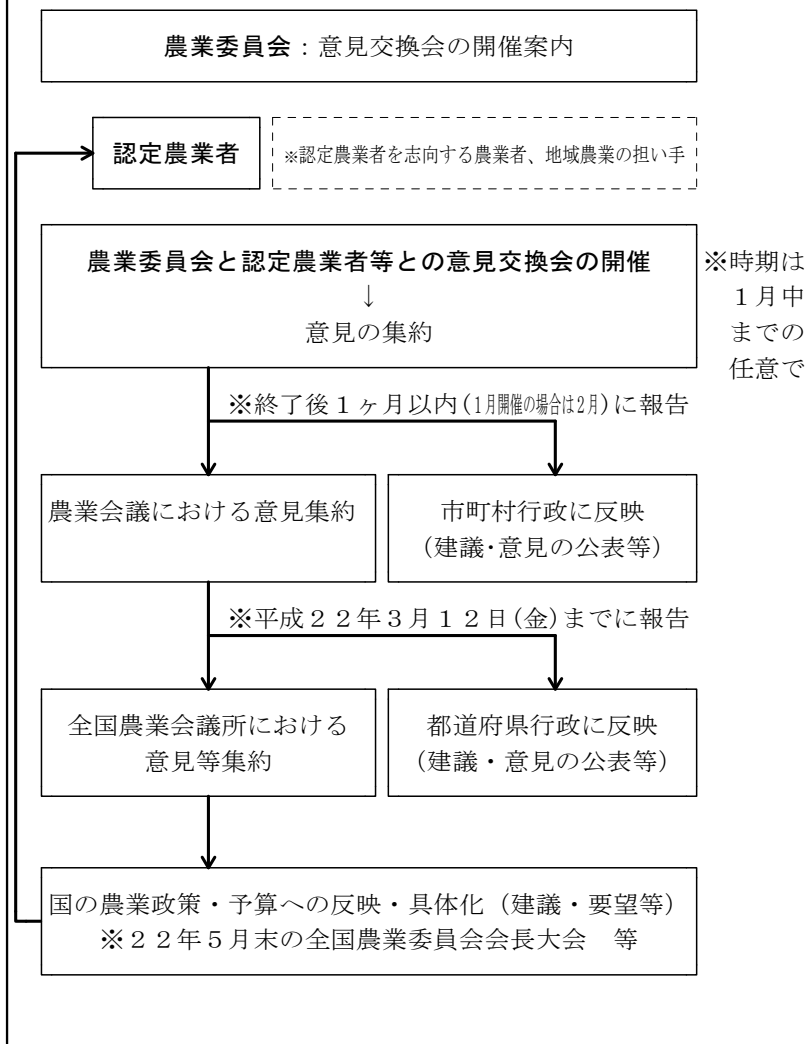
認定農業者との意見交換会を進めよう

農業委員会と認定農業者等の担い手との意見交換会は、優良農地の確保とその有効利用ならびに意欲ある農業者の確保・育成を柱とする「農地と担い手を守り活かす運動」の一環として平成17年度から全国の農業委員会で実施され、地域農業の中心的な担い手である認定農業者等の意見・要望を集約し、農業委

員会が持つ「農業者の公的利益代表機関」という機能を活用することで、各市町村をはじめ県・国において実効ある施策として実現させていくとする取り組みです。
これまでの意見交換会で蓄積された「認定農業者の声」は、全国農業委員会会長大会などにおける具体的な政策提案として、その多くは次年度の農業関係予算や税制改正等の随所に反映されています。

本年度は、①農地制度の改正について、②農業所得増大について、③地域農業のビジョンについての3つのテーマについて意見交換を行うこととし、本県のすべての農業委員会で左の図のとおりで進めることとしていきますので、各位のご配慮をお願いします。
農業委員会と認定農業者等の担い手との間で、熱い意見交換会が開催されることを期待しています。

「農業委員会と認定農業者等との意見交換会」の進め方(フロー)



農地法第4条・第5条転用許可の面積

	住宅	植林	倉庫	資材置場	駐車場	農用施設	道路	工場	砂利採取	その他	合計
7月	6,565	0	0	5,641	2,182	3,387	123	0	0	3,196	21,094
8月	17,483	4,754	1,170	12,297	3,082	25	108	0	0	17,853	56,772
9月	10,448	2,536	0	551	1,857	3,434	144	0	0	26,620	45,590
合計	34,496	7,290	1,170	18,489	7,121	6,846	375	0	0	47,669	123,456

徳島県農業会議常任会議員
会議で処理した農地法第4条・
第5条の転用許可面積は左表
(7月・9月)のとおりとな
りました。

単位:m²

日本政策金融公庫からのお知らせ



こんにちは。日本政策金融公庫徳島支店農林水産事業です。今回が3回目の登場となります。

日本公庫一周年です

昨年10月に農林漁業金融公庫から日本政策金融公庫へ統合し、早いもので一周年を迎えました。

この1年間はリーマンショックが国内の景気はもとより農業にも例外なく影響を及ぼし、公庫の政策金融機関としての役割が試されることとなりました。

当支店農林水産事業も徳島県の農業経営者を支援するため日々業務に勤しんでまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



アグリフードEXPOを開催しました

8月26日、27日の両日に東京ビッグサイトで、「アグリフードEXPO2009」を開催しました。

2006年に第1回を開催し、今年で4回を迎えました。

おかげさまでもちまして生産者、加工業者を中心に全国各地から500先を超える出展があり、各ブースではバイヤーと真剣に商談する様子が見受けられ、今年も盛況のうちに終わりました。徳島県からは5先（4小間）の出展がありました。

今回は平成22年2月16日、17日に大阪・アジア太平洋トレードセンターで「アグリフードEXPO2010大阪」を開催します（現在出展者募集中）。

またWEB上での商談機会を提供するビジネスマッチングサービス「アグリフードEXPOインターネットマッチング」も随

時利用者を募集しております（登録・利用無料）。

お問い合わせはこちらまで

日本政策金融公庫徳島支店
農林水産事業農業食品課
〒770-0856 徳島市中洲町1-58
TEL 0120-926495（フリーコール）
FAX 088-656-6883
HP <http://www.afc.go.jp>
（出張相談窓口）
吉野川合同庁舎2階
毎月第1・3火曜日
午後1時～午後4時30分



「平成21年度農業委員研修会が開催される」

平成21年度農業委員研修会が、9月7日の徳島グランヴィリオホテルを皮切りに、県下3ブロックで開催され、延べ355人の農業委員が参加しました。この研修会の目的は、いま、農業委員会に期待され、求められていることについて、農業委員全員が共通認識を持ち意識を高揚することにあります。このことを通じて、農業委員会活動が目に見える活動として各方面から評価されることを期待するものです。

今回の研修内容は、6月24日に公布された改正農地法の内容と耕作放棄地解消に向けた取り組みが主なものでしたが、農地法等が見直されたことによる8項目にも及ぶ農業委員会の新たな役割に対し、各会場とも参加した多くの農業委員から責任の重大さに対する意見や感想が出されました。



また、耕作放棄地解消に向けた補助金の活用についても、農業委員から、再生後の営農のあり方等も含め、地域で複雑な対応に迫られているなどの意見が出されました。

新たな農地制度における農業委員会の新たな役割

- ①貸借規制の緩和に伴う地域の担い手及び効率的・総合的な農地利用との整合性の確保（現地調査、市町村長への通知）
- ②許可後の農地の適正利用の担保措置の厳正執行（利用状況報告など事後監視勧告、許可の取り消し、あっせん等の措置）
- ③毎年1回の農地の利用状況の調査と日常的な把握
- ④農地の権利取得に当たっての下限面積の弾力化（50a未満の下限面積の設定）
- ⑤農地の面的集積組織との連携
- ⑥遊休農地の是正指導権限の強化（遊休農地所有者等に対する指導、勧告等）
- ⑦相続等による農地の権利取得の届け出の受理及びあっせん等必要な措置
- ⑧農地の保有・利用状況、借賃の動向など農地情報の提供

耕作放棄地再生実演会開かれる



10月1日、耕作放棄地解消のために高性能の農機具を使用した実演会が、県と石井町担い手育成総合支援協議会の共催により、石井町藍畑の吉野川河川敷と隣接する耕作放棄地において、県内の農業者や関係者ら約300人が参加して開かれました。

農機具メーカー約10社より展示された各種農機具の説明や実演を見学、メーカー担当者には性能や効果について質問をしたりしていました。

県内の耕作放棄地は2005年農林業センサスでは4417戸あり、県耕作放棄地解消基本指針では平成23年度末

までに440戸の解消を目指しています。そのためには認定農業者やファームサービス事業体等、地域農業の担い手による再生活動が不可欠であることから、農地の再生には特殊な農機具や知識と技術をもって作業にあたる必要があります。今回の実演会には除草作業に高い性能を持つ農機具やトラクターにロータリーを付けての実演で、1日ほどの雑草に覆われた耕作放棄地5アを短時間に刈り取り、整地が行われました。

参加者は「高度な機能を持った農機具であるため、熟練した操作技術も必要であり、費用面を考えれば関係機関でなければ個人では購入は無理で、購入した機関が専門のオペレーターを養成してあたられば耕作放棄地の解消には役立つのでは」と話していた。



一斉 耕起運動



徳島県では、耕作放棄地解消に向けての本格的な取組みを4月より続けているところです。

まず、4月7日に農林水産省より平成20年度の耕作放棄地全体調査結果が公表され、その後県内で各種説明会の開催、県庁内の県民ホールでのパネル展示や県民局での懸垂幕設置による啓発活動を8月17日から2週間実施しました。そして徳島県では、「耕作放棄地解消の必要性」を「県民の課題」として認識していただくため、「10月」を「耕作放棄地解消取組強化月間」として設定しております。

「かけがえのない農地を守り活かす取組を続けましょう」と銘打って市町村で「一斉耕起の日」を設定するなどして取組を行うこととしております。

具体的には、10月1日の石井町にお

徳島県耕作放棄地解消取組強化月間設定要領

平成21年9月17日

1 趣 旨

徳島県及び市町村は、平成21年度からの本格的な耕作放棄地の発生防止・解消の取組を促進するため、行政・農業団体・農業者のみならず、広く県民に対して、耕作放棄地解消の必要性や農地保全の重要性の啓発を行う。

また、「たがやせ農地みんなで実りをとりもどそう」をスローガンに掲げ、食料自給率向上や環境保全等につながる耕作放棄地解消の気運を高め、地域が一丸となった取組を推進する。

2 取組期間

徳島県は、耕作放棄地対策を徳島県全体の課題として位置づけ、解消気運の醸成を図り、一体的な取組を推進するため、10月を「耕作放棄地解消取組強化月間」とする。

3 設定範囲

徳島県全域

4 期間中の取組内容

- (1) 耕作放棄地に係る啓発活動
- (2) 耕作放棄地の再生活動
- (3) 耕作放棄地を活用した農業体験・再生体験

5 実施計画

- (1) 懸垂幕、のぼり、パネル展示や農家向け耕作放棄地解消資料配布
- (2) 市町村が「一斉耕起」の日を設定し、耕作放棄地の再生活動
- (3) 耕作放棄地を活用した農業体験・再生体験
- (4) 広報誌及びCATV等による広報活動

る、「耕作放棄地再生実演会」を皮切りに取組を開始しており、徳島市他11市町村で「一斉耕起の日」を定め、耕作放棄地の再生や収穫体験を開催する予定です。なかでも、10月25日の日曜日には、阿波市・藍住町・神山町・海陽町の4市町が耕作放棄地の再生活動を行うこととしております。農業委員さんが中心となり取



懸垂幕の設置状況

組を行うこととしておりますので、これを契機に耕作放棄地について地域で話し合い、解消に向けて県下一体となって推進して参りたいと考えております。

(徳島県農地政策推進課 森脇)

板野町認定農業者連絡協議会が発足

板野町担い手育成総合支援協議会では、認定農業者の相互研鑽や交流・情報交換を通じて、経営能力の向上を図り、板野町の農業振興と認定農業者個々の経営改善に繋げるため、10月6日に板野町認定農業者連絡協議会を発足させました。

当日は、玉井町長や鳴門藍住農業支援センターの小川所長を来賓に迎え、協議会規約や役員選出、本年度の事業計画が承認され、初代会長には犬伏博昭氏が就任されました。

また、総会終了後には、県農林水産総合技術支援センター高度専門技術支援担当の新居



技術主任から「最近の認定農業者をめぐる情勢について」報告が行われ、総会に参加者していた認定農業者からは、認定農業者を対象とした担い手アクションサポート事業の内容や、スーパーL資金の無利子化等についての質疑応答が交わされました。

農業委員会職員研修会が開かれる

新たな農地制度の適切な実施に向けて、農業委員会職員を対象とした研修会が10月7日に徳島市内のホテル千秋閣で開催されました。

研修会の冒頭挨拶の中で、農業会議の丸山事務局長が農林水産省から発出されている「農業委員会の適正な事務実施について」に触れ、特に農業委員会の業務の透明性の確保や効率化について、活動計画の策定や議事録の公表を通じて地域住民等に理解されるよう取り組みの徹底をお願いしました。

研修内容については、改正農地法等の政省令・運用通知等の調整状況や来年度予算の動向等について、全国農業会議所の阿久津調査役を講師に



招いて、説明をいただきました。参加者からは、下限面積の設定に関する質問や地方交付税交付金の単位費用算定基礎が「3人」から「5人」に増加しても農業委員会にスムーズに予算配分されるとは考え難い。もっと強力に農業委員会用の予算として確保できるような国に働きかけて欲しいといった意見が出されました。

徳島ビジネスチャレンジメッセ2009に出展

10月15日(木)～17日(土)にかけて徳島市のアステイトくしま開かれた「徳島ビジネスチャレンジメッセ2009」(来場者数：3日間で延べ34,000人)に県農業会議

をはじめ、県担い手育成総合支援協議会や県有機農産物認証協議会がともに出展しました。出展内容は、新たな農地制度の浸透を図るためのリーフレット等の配付や、新規就農・農業者年金等についての相談、有機農産物の認証制度等についての問い合わせなどであり、なかには熱心に質問する一般参加者も見られました。

また、今回は県担い手育成総合支援協議会のブースを活用し、鳴門市と那賀町の担い手協議会担当者が耕作放棄地再生利用に向けた取り組みの一環として、農地の貸し出しや売り渡し希望の一覧表や現地地図、現況の写真等を持参し、ブースを訪れた一般参加者に対し積極的なPR活動を行いました。



全国農業新聞

徳島県農業会議等の行事予定

	会議等の行事予定	場所	対象者
10月			
22日	徳島県担い手育成総合支援協議会内部監査	徳島県林業センター	県協議会構成員内部監査委員
26日	有機農産物認証判定会	徳島県林業センター	有機農産物認証判定委員
27日～29日	農業者年金考査指導	徳島市・藍住町、美馬市	農業委員会、JA年金担当者
27日～28日	担い手育成プロジェクトに係る農業高校訪問	城西高校、三好高校	県会議、教育委員会関係者
31日	新「農業人フェア」、定年帰農フェア	梅田スカイビル	新規参入、定住希望者
31日	安2(あんあん)農産物認証判定会	徳島県林業センター	安2農産物認証判定委員
11月			
4日～5日	中国四国ブロック農業者年金担当者会議	ホテル千秋閣	県会議、JA中央会担当者
4日	都道府県農業会議事務局長会議	参議院議員会館	都道府県農業会議事務局長
6日	農地法等改正法政省令説明会	岡山・山陽新聞会議室	県、県会議等関係者
9日～10日	西日本地区農業委員会職員現地研究会	佐賀市・マリタール創世	農業委員会職員
12日	農地法等改正法政省令説明会(予定)	東京都	県会議担当者
13日	農地法等改正法政省令説明会	徳島市南庄町・県森林林業研究所	農業委員会、市町村関係者
13日	都道府県農業会議会長会議	東京・蚕糸会館	都道府県農業会議会長
18日	徳島県農業会議第350回常任会議員会議	徳島合同庁舎	常任会議員
19日～20日	農業法人協会秋季セミナー	岡山市	農業法人経営者等
26日	徳島労働局労働保険事務組合監査	徳島県林業センター	農機安全協労働保険事務組合
12月			
1日	農業者年金担当者会議	徳島市・JA会館	農業委員会、JA年金担当者
2日	農業者年金加入促進セミナー	東京・浅草ビューホテル	農業委員会等関係者
3日～4日	全国農業委員会会長代表者集会	東京・九段会館	農業委員会会長等
11日～12日	四国4県農業会議職員研究会	高知県内	県会議職員
18日	農業委員等知事感謝状授与式	徳島県庁11階講堂	農業委員
18日	徳島県農業会議第351回常任会議員会議	徳島県庁11階講堂	常任会議員
19日	日本農業技術検定3級試験	ホテル千秋閣	農の雇用事業に係る雇用研修生

新刊農業図書紹介

農業者年金制度と加入推進 第2版

いま農業委員会系統組織をあげて農業者年金の加入推進に取り組んでいます。本書は最前線で奮闘している農業委員さんのための必携のテキストとして作成した初版に、最新の統計数値などを用いて若干の改訂を加えたものです。制度誕生や改正の経過から説きおこし、制度のあらまし、加入推進事例とこの一冊で年金のすべてが理解できます。

定価 500円
規格 A4判 56頁



平成21年度版 よくわかる農家の青色申告

青色申告制度、手続き、記帳の実務、確定申告書の作成

から申告までを、記入例を交えて、やさしく解説。これから青色申告を始める人、青色申告農家の座右の手引書です。

定価 700円
規格 A4判 95頁



耕作放棄地解消活動事例集

「第1回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業」に上位入賞した活動事例を収録しています。耕作放棄地対策に熱心に取り組んで成果を上げている活動を10事例紹介しています。

定価 500円
規格 A4判 36頁



全国農業新聞の普及拡大を

全国農業新聞は、農業者の公的利益代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業専門紙です。農業委員と農業者、農業者と地域住民・消費者、農村と都市の絆を強めるための「かけはし」として、普及・拡大に努めましょう。

購読料 月額 六百元
発行 毎週金曜
お申込みは農業委員会へ

あ
と
が
き

「かけはし21」第15号について

農地法等改正法の政省令等の案が農水省のホームページに掲載され、パブリックコメントを求めている。改正農地法等の円滑な運用が図られるには、政省令等が現場のニーズに即したものでなければならない。現場の実情を最も把握しているのは、農業委員会であることから、各位の積極的な意見が期待されるところだ。(T・M)

徳島県農業会議へのお問い合わせ

TEL (088)621-3054 fax (088)655-8364
URL <http://www.tokukaigi.or.jp>
mail home@tokukaigi.or.jp